

研究報告書概要（令和 7 年度分）

令和 8 年 5 月 25 日

研究課題名（課題番号）	労働安全衛生法における健康診断項目等に関する研究（250701-01）
研究代表者	立石 清一郎（産業医科大学 産業生態科学研究所 教授）
研究年度	令和 7 年度（3 年計画の 1 年目）
研究実施期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
事業名	労災疾病臨床研究事業

1. 研究目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断（雇入時健診、定期健診、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診）の検査項目について、産業保健的視座から科学的根拠を整理し、継続的な情報提供を行うことを目的とする。本研究は 3 年計画の 1 年目として、(1)「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」（令和 5 年 12 月～令和 7 年 12 月）の議論への科学的根拠の提供、(2)検討会終了後の制度実装支援、(3)将来の健診項目見直しに資する科学的基盤の整備、を目指した。

2. 研究方法

以下の 6 つの分担研究を実施した。

研究 1・2（問診情報の収集・利活用、化学物質取扱者対応）：研究班による予備的検討の後、産業衛生指導医 4 名および労働衛生機関所属医師 6 名を対象としたフォーカスグループディスカッション（FGD）を実施し、逐語録をテーマ別に整理した。

研究 3（文献的検討）：血圧（令和 8 年 2 月）および血糖（同年 3 月）について PubMed 検索を行い、システマティックレビュー／メタアナリシス（SR/MA）をアンブレラレビュー方式で系統的に整理し、AMSTAR 2 による品質評価を行った。

研究 4（疫学的研究）：大規模保険者データベース（JMDC、MDV）および職域コホート（製造業、2000～2021 年）を用い、専用解析環境を構築のうえ潜在クラス分析（Group-based trajectory modeling）を実施した。

研究 5（検討会対応）：研究班 3 名が構成員として検討会第 9～11 回に参加した。

研究 6（健康情報取扱いマニュアル）：研究代表者が原案を作成し、分担者・協力者の意見を反映して研究班全員の同意のもと取りまとめた。

3. 研究成果

- ①自他覚症状等の問診：収集すべき情報を「症状および業務への影響」「高負荷業務との関連」「危険業務との関連」の三軸で整理し、問診票の中心的機能を「健診結果から職務適性に懸念のある者を抽出すること」と明確化した。
- ②リスクアセスメント対象物健康診断：ガイドライン第7項への対応として、事業者からの情報提供の度合いに応じた4つの実施パターン（情報なし対応～フル対応）を提示し、自他覚症状チェックリストおよび診察マニュアルを取りまとめた。
- ③文献的検討：血圧（SR/MA 83件採用）・血糖（同 136件採用・中間報告）について職業性ばく露との関連を整理し、夜勤・交代勤務、職業性騒音、電離放射線、粉じん、化学物質、心理社会的ストレス、座位作業、大気汚染等のカテゴリで最高品質のエビデンス（AMSTAR 2 High）を確認した。
- ④疫学的研究：40歳以下の肝機能異常が将来の糖尿病発症と強く関連すること、また40歳以降に持続するFIB-4高値・血小板低値の組合せが肝細胞癌の高リスクと関連することを示した。
- ⑤検討会対応：女性特有の健康課題に関するマニュアル作成、喀痰検査の廃止、肝機能酵素名の国際基準への統一（GOT/GPT/γ-GTP→AST/ALT/γ-GT）、特定業務従事者健診における腹囲検査頻度の見直し等を主導し、令和7年12月24日公表の検討会報告書および令和8年1月19日公表の関連マニュアルに反映された。
- ⑥健康情報取扱いマニュアル：職場で取得される健康情報の分類、情報フロー、受診勧奨経路および管理責任を明確化した事業場向け取扱規程兼対応マニュアルの原案を取りまとめた。

4. 結論

令和7年度の研究成果は、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」報告書（令和7年12月24日公表）に反映され、安衛法に基づく一般健康診断の見直しに資する成果として活用された。

5. 今後の展望

令和8年度以降は、検討会で示された方向性を産業保健の現場で運用可能な形に具体化することを主眼に、(1)自他覚症状等の利活用に関する産業保健職向けマニュアルの作成、(2)化学物質取扱者対応の事業場・健診機関向けマニュアルの整備、(3)血圧・血糖アンブレラレビューのエビデンステーブルの公開、(4)産業医・臨床医の連携モデルに関する科学的根拠の整備、(5)健康情報取扱いマニュアルの事業場における試行的検証、を進める。

6. 研究成果の刊行・知的財産権

令和7年度は分担研究報告書の取りまとめおよび検討会報告書・関連マニュアルへの反映を行った段階であり、雑誌掲載等の刊行物、ならびに知的財産権の出願・取得はいずれも該当なし（刊行は令和8年度以降を予定）。